



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 48(4), 229-233
Issue Date	1997-12-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15739
Type	other
File Information	48(4)_p229-233.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○一九九七（平成九）年五月二三日（金）午後二時より

「フランス憲法学と国民投票制度」

報告者 岡 田 信 弘 氏

（北海道大学法学部教授）

出席者 二一名

一九九〇年代に入り、国民投票制度が世界的に注目を集めている。すなわち、具体的には、EU問題との関わり（フランスやデンマークなど）や政治改革・選挙制度改革のプロセス（イタリヤやニュージーランド）で国民投票が実施される例がかなり数多く見られるようになり、またそうしたことを踏まえて国民投票制度をめぐる論議も活発に行われるようになってきているからである。そして、わが国もこうした世界的傾向と無関係ではない。例えば、消費税導入や選挙制度改革といった重要な問題

が持ち上がるごとに、直接国民の意思を問うために国民投票が実施されるべきであるとの主張が現れ、またこれは国民投票ではないが、昨年から今年にかけて地方レベルにおいて注目すべき住民投票が三度行われている。昨年の八月に新潟県の巻町で原発に関する住民投票が、そして九月には沖縄県で米軍基地をめぐる県民投票が実施され、さらに今年に入って六月に岐阜県の御嵩町で産廃施設に関する住民投票が行われたのである。

こうした流れを見るならば、わが国においても、代表的な直接民主制的制度の一つである国民投票や住民投票についての厳密な考察が要請されているといえよう。本報告では、こうした考察の材料を得るべく、かなり豊富な国民投票の実施例を有するフランスを取り上げ、そこでの憲法および憲法学における国民投票制度の位置づけについて概観した。

フランスは、革命期から現在まで都合二〇回の国民投票を実

施しているが、その特徴として、憲法事項に関する国民投票が圧倒的であること、多くの場合政府がイニシアティブを取っていること、そしてそれらは諮問型でなく決定型の国民投票であったことなどを指摘することができる。こうした諸特徴を有する国民投票が、憲法の全体的構造の中でどのように位置づけられ、また位置づけられるべきかが問題となろう。報告では、そうした考察の予備的な作業として、フランス憲法学における「主権論」の文脈と「デモクラシー論」の文脈における国民投票制度の位置づけについて少しく検討した。

フランス憲法学を特徴づけてきた主権概念と直接民主主義的制度（国民投票制度は当然これに含まれる）との関わり合いについての伝統的な理解は、次のようなものであった。nation主権は直接民主主義を原理的に排斥するのに対し、peuple主権は直接民主主義と原理的に結びつくというものである。したがって、国民投票制度は、peuple主権の制度的帰結の一つとして位置づけられてきたといえよう。

しかし、最近の議論のありようは、かなり様相を異にしているように思われる。nation主権とpeuple主権を峻別する議論が以前ほどはなされなくなっているからである。そこで、舞台の正面に出てくるようになったのが、「半直接制（démoc-

ratie semi-directe）」概念である。この形態のデモクラシーの下では、法律は依然として代表者議会によってつくられるが、一定の重要な問題に関しては、国民が議会の外でみずからの意思を直接表明し、決定することが認められると解されている。今日のフランス憲法学においては、国民投票制度をこの文脈で位置づけ、そして論ずるほうが一般的なようである。日本とは異なった形ではあるが、国民投票制度を含めた統治機構のありようを「デモクラシー論」の文脈で論ずる流れが有力になってきているように思われる。

なお、フランスにおける国民投票の背後には、特定の人物の思想やパーソナリティーの影響が存することにも注目しておく必要があるであろう。つまり、革命期の国民投票にはルソウの影響が、両帝政期にはナポレオン、そして第四共和制期以降の国民投票にはドゴールの影響が色濃く見られるからである。したがって、フランスの国民投票のありようを的確に理解するためには、これら三人の思想なり憲法構想の分析が不可欠である。こうした分析を縦糸に、そして先に見たフランス憲法理論を横糸に取り、その両方を適切に組み合わせることによってはじめてフランスにおける国民投票の意義はより明らかかなものとなるように思われる。

○一九九七（平成九）年六月二七日（金）午後一時半より

「中国人権理論研究の新たな展開」

報告者 徐 顯 明 氏

（中国山東大学法学院教授）

通 訳 鈴 木 賢 氏 氏

（北海道大学法学部助教）

出席者 二二名

本報告は近時活発化してきた中国の法学界における人権理論研究の動向について傾向を整理し、今後の課題を指摘するものであった。報告は以下の九つの部分より構成される。

①中国における人権理論研究の歴史的経緯 中華人民共

和国建国以来の研究史を四つの時期に区分したうえで、文革期において人権を徹底的に否定していた中国の学界で、とくに一九九一年以降、研究の興隆期を迎えている背景を四点指摘した。すなわち、(1)法理学の学界において権利本位説が主導的位置を占めるようになり、権利による権力の抑制が正当に評価されるようになったという理論的背景、(2)マルクス主義の再解釈により人権を否定する立場だけがマルクス主義的ではないことが承認されたというイデオロギー的背景、(3)政府により人権白書が

相次いで公表され（九一、九六、九七年）、公式に人権観念がポジティブな評価を受けるようになったという政治的背景、(4)市場経済システムの導入により現実の社会経済が人権を必要とするようになったという経済的背景によるものである。

②人権の観念にかかわる論点 まず、人権の定義に関して「人が人であるための権利」「人を人たらしめる権利」「人を尊厳ある人たらしめる権利」の対立がある。いずれにせよ、人権は複合的な性格をゆうすることが承認されており、人の価値の異なる側面からの承認を体现していると考えられている。道徳的承認をうけた人の価値があるべき権利、社会的承認が市民の権利、政治的承認が国民の権利、法的承認が保障される権利として具現する。

③憲法に規定される基本的権利の「基本的」の意義をめぐる議論 一般に「基本的」には以下のような意義があるとされている。すなわち、人にとっての不可欠性・不可代替性・不可譲渡性、安定性（改正することができない）、根源性（基本権以外の権利を派生させる）、最低基準の国際的近似性である。

④人権の分類に関する研究 まず、古典的分類として中国でも人権と市民権の区別を採用している。ついで、形式に着目してあるべき権利、法律上の権利、現実に保障されている権利

の区別が知られている。むろん、これら三種の権利があい等しい状態こそが理想なのであるが、現実これを達成することは容易ではない。さらに、市民と国家の關係から抵抗権、自由権、生存権、政治的権利の分類もある。また、人類発展の歴史に鑑みて、自由権本位の人權（第一世代）、生存権本位の人權（第二世代）、發展権本位の人權（第三世代）、平和権本位の人權（第四世代）に分ける立場もある。

⑤ 人權の價值に関する研究　人權には普遍的價值と相對的價值があることがまず承認され、普遍的價值には以下の三つの要素が含まれると考えられている。第一に個人の利益の限界を画するという意義、第二に個人の公權力に対する評価、抵抗、改造の基準としての價值、第三に社会的調和（人と自然、人と人、人自身の中）の共通の尺度としてのそれである。

⑥ 人權の主体をめぐる論点　人權の享有主体に関する中国での議論のうち、三つの特徴的な観点が紹介された。第一に人權の主体を生命の主体から人格の主体として把握するようになったこと、第二にとくに社会的弱者をひとつの階層・グループとして人權の主体と認める「類主体」の考え方、第三に集団的人權に関する議論である。集団的人權の「集団」の性格については、それが総体として存在するものであること、権利は共同行

使されるべきであること、國際的な場でのみ主張されるべきものであることが前提となっている。

⑦ 人權の制約に関する議論　人權の制約、制限については原理的に三つの比例關係が存するとされている。つまり、人權相互間では等比例關係、國家權力との間では人權は反比例關係にあり（人權と國家權力はトレードオフ）、社會經濟狀況との關係では正比例にある（經濟水準の向上が人權の拡充をもたらす）。人權を制限する場合には、制限が必要であること、またそれが最小限度の制限であることを原則とすべきことが一般に言われている。そして實際に人權を制限するさいの行政的な手続きとして、まずふたつの利益を比較し、ついで兩者の衡平を量り、最後に制限のための処分を行うようにすべきであるとされている。

⑧ 憲法にはまだ規定されていないが、今後、補充が必要なる人權としては以下のような人權がある。生存権、發展権、環境権、財産権、職業選択の自由、ストライキの自由、移動の自由、プライバシー権、知る権利、抵抗権である。

⑨ 中國人權理論研究が抱える今後の課題　第一に法理学と憲法学との分業問題がある。従来は人權研究はほとんどが法理學者によって担われてきたが、本来、人權の制度的保障の問題

は憲法学が担当すべき課題である。第二に（東）アジア的人権の成立可能性につき理論的な精確化が期待される。第三に人権の解釈と推定される人権の問題、第四に人権保障のための制度論が詰められなければならない。

総じて、国際社会からも注目を集める中国の人権論を、中国における人権理論研究の第一人者としての立場から簡潔にまとめ、特徴的な点を指摘するもので、時代の変化の着実さを感じさせる報告であった。

（文責 鈴木 賢）

お詫びと訂正

編集委員会の不手際により次の誤りが生じました。ここにお詫びし、訂正致します。

47巻3号の全通し頁番号

誤 203 ↓ 正 469

以下全頁266加える。